

情報通信審議会 情報通信技術分科会

I P ネットワーク設備委員会 技術検討作業班（第 52 回）

議事概要

1 日時

令和 5 年 4 月 19 日（水）10 時 00 分～11 時 55 分

2 場所

Web 開催

3 出席者（敬称略）

（1）作業班構成員

朝枝 仁（主任）、秋山 大、飯田 周作、内田 真人、岡田 良平、折原 裕哉、
小島 治樹、塩野 貴義、妙中 雄三、高田 和夫、武田 大周、田中 英二、
中井 庸二、長谷川 祥太郎、福田 綾子、堀越 功、宮下 重博、宮田 純子、
向山 友也、毛利 政之、森田 公剛、渡井 幸太郎

（2）総務省

山口 真吾（電気通信技術システム課課長）、
梶原 亮（電気通信技術システム課課長補佐）、
竹渕 翔矢（安全・信頼性対策室課長補佐）、
服部 裕史（安全・信頼性対策室係長）

4 議事

（1）技術検討作業班報告（案）について

- ・事務局（梶原補佐）より、資料52-1、資料52-2及び資料52-3に基づき、技術検討作業班報告（案）に対する主な論点について説明があった。説明後、意見交換を行った。
- ・事務局（梶原補佐）より、資料52-4及び資料52-5に基づき、技術検討作業班報告（案）の概要について説明があった。説明後、意見交換を行った。
- ・意見交換模様は以下のとおり。

<重大な事故報告制度上のベストエフォートサービスに対する品質の低下の考え方について①>

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

品質の低下の基準として、絶対値の基準をつくるのは困難とのことだったが、昨今のベストエフォートサービスにおいても、総務省によって重大な事故と判断される場合もあり、例えばNTT西日本は、明確な基準がない中で任意で報告している。ガイドラインとしては、判断基準はある程度必要ではないかと思う。資料52-2を見ると、例えば、10個の設備があつて通常時は利用者が10Mbpsで使えているが、1個が故障して9Mbpsに落ちた場合、利用者の体感は全く変わらないと思われるが、重大な事故だと判断されかねない状況だと思う。

【向山構成員（一般社団法人テレコムサービス協会）】

資料52-2について、10個の設備のうち1個が故障して9個になると重大な事故に該当するが、あらかじめ1個を予備機として入れておいて9個のうち1個が壊れたので予備機を稼働させて9個を維持すれば事故ではないというのは、矛盾しているように感じる。9個でトラヒックが適正にさばける状態であるにもかかわらず、10個が9個になると事故で、9個が9個のままだと事故ではないというのは、少しおかしいのではないか。

この図は、あくまでもコールドスタンバイの話をしていると思うが、ホットスタンバイの考え方もあり、もともと9個でよいところを10個動かしておいて、1個故障しても問題ないという設計をすることもある。それに対して、10個が9個になると事故になるのであれば、コールドスタンバイは良いが、ホットスタンバイではいけないということになるのではないか。

【朝枝主任】

この図はあくまで1つの例ということでコールドスタンバイが書かれているが、結果として、ホットスタンバイであってもコールドスタンバイであっても、故障発生時にトラヒックがどうなったかが問題になると理解している。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

誤解があるようなので1点補足したい。ホットスタンバイの状況を否定しているのでは

なく、ホットスタンバイの場合に、通常時に処理できているトラフィックが、設備故障しても支障なく処理できているということであれば、重大な事故には該当しないという考え方である。

【向山構成員（一般社団法人テレコムサービス協会）】

その場合、「支障なく」という言葉が非常に曖昧であり、何をもって支障と言うかが課題になる。先ほどの話のように、10Mbpsの速度で快適に使えていたものが9Mbpsになった場合に支障があると言うのか、その辺りの検討が必要だと思う。

【宮田構成員】

参考資料について、上の図では、設備が10台だったのが故障して9台になった場合に重大な事故に該当するとある。下の図では、9台が稼働している状態を想定しているが、上の図と下の図が等価だと考えると下の図では最初から1台が動いていないことになる。上と下で話が変わっているように感じるため、誤解しやすいかと思う。

【森田構成員（日本電信電話株式会社）】

重大な事故は何かというのが今回の議論のポイントかと思うが、これまでの制度だと、品質の低下は役務が停止していること、またはそれと同等の事態ということで、セッションが確立できない状態がまず条件としてあったかと思う。その先で影響利用者数と時間の2つの軸で判断し、該当したものが重大な事故となっていた。

今回の基準を見ると、故障が発生すれば、それは全て、重大な事故かどうかを検討することになるかと思う。その上で、影響利用者数と時間で判断することとなるが、結局、重大な事故は影響利用者数と時間で決まるという見え方をしてしまうという懸念がある。我々は通信品質の維持に努めて設備を整備してきている。ある程度の品質の基準を目指して構築するために、一定の基準があるべきだと考えている。

また、資料52-1の2ページに、サービス品質の低下に対する再発防止策等の報告の不要が、ベストエフォート型の名の下で野放図に許容されるものではないとあるが、サービスの品質の低下という観点で、何か起きたら、再発防止に向けて情報を共有して対策を検討するのが、重大な事故の報告や他の報告制度の大きな目的だと思っている。

重大な事故のおそれの報告についても、何か事象が起きればしっかりと報告させていた

だいて、再発防止に向けて議論をしていくため、野放図にされるということは恐らくないと考えている。そういった制度等も含めて、重大な事故の品質基準をどうすべきかが丁寧に議論されるとよいと思う。

【塩野構成員（株式会社NTTドコモ）】

現在の事務局案だと、品質低下の度合いに関わらず、人数が基準を超えていれば重大な事故となっている。重大な事故に当たらない事案は再発防止が図られないのではないかとこの懸念があるのかもしれないが、過去にも、重大な事故の基準に当たらないものについても、総務省の要請等があり、重要と思われるものは事故検証会議に付議をすることや、事業者として再発防止を検討しているため、重大な事故であるかどうかに関わらず、再発防止の取組はしっかりやっているということをご理解いただきたい。

今回の事務局案のうち、品質の低下の度合いの大きいものは重大な事故とすべきという部分については全く否定しないが、比較的品質低下の度合いの小さいものについても重大な事故とすべきかという部分については、どの程度の品質低下を基準とするのか、丁寧に議論いただきたい。

【内田構成員】

ベストエフォートサービスにおいて、何か品質基準を決めるという考え方そのものについて、ベストエフォートサービスは品質の保証をしないというコンセプトのサービスであることを鑑みると、そもそもそのコンセプトと整合しない部分があると思う。

一方で、最近の社会生活における通信の重要性が増してきたことを踏まえると、利用者への説明責任や障害が発生した場合の周知も重要になってきている。そういうことを総合的に考えたときに、事業者の考え方は様々あると思うが、何かの品質基準を決めることは必要だと考えている。

しかし、具体的に品質基準を決めようとする、これは非常に慎重に検討する必要があり、簡単に決められるようなものではないと思う。その上で、どういうところに根拠を持つのか、例えば何%という基準を提示したときにその数字の妥当性が示されると、事業者が判断しやすくなるのかと思った。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

各論に入る前に総論について議論させていただきたい。まず、事務局として、事故報告制度の見直しに向けて必要な要求条件は2点だと考えている。

1点目が、利用者に対して説明可能な制度にしていく必要があるということ、2点目が、利用者に多大な影響を及ぼした事故については重大な事故として確実に位置づけられるものであることである。この2点を満たすものであれば、どのような修正案、改変案であれ受け入れ可能だと考えていて、ここを目指していることについて、賛同を得られているのかを確認させていただきたい。

【内田構成員】

利用者への説明が可能であることが必要になるという考え方には賛同する。ただ、その設計については様々な考え方があるだろうと思い、今の段階で判断がつかないのが正直なところである。

【飯田構成員（独立行政法人国民生活センター）】

我々も、ベストエフォート型のサービスに関して日々苦情・相談対応等に当たっているが、やはり一番大事なのは、利用者に対して説明可能な制度であること、利用者に多大な影響を及ぼした事故については重大な事故として確実に位置づけられるものであることだと思っている。

ベストエフォート型のサービスの際に基準をどうするかというのは、具体的な意見や考えは持ち合わせていないが、やはり一定程度の利用者に対して影響を与えたものであれば、重大な事故として報告していただくような制度設計をお願いしたい。

【堀越構成員】

事務局案にも課題があることは認識しているが、一構成員として、現状維持よりも一歩実態に近づけるという意味では、事務局の方向性に賛同している。詳細は、今後の運用に伴って、逐次見直しを図ることになるかと思う。確かに事務局案に基づくと、事業者の事故報告が増える懸念があることは理解している。ただ、昨今の通信障害を見ると、事故継続時間はこんなに短かったのかというような、利用者としての体感と離れた事象が見受けられるのも事実かと思う。利用者の実感としては重大な事故に該当するような事案も、現行制度では軽微な事故になっている場合があると考えられる。

現状の通信サービスは、大半がベストエフォートで提供されていると思う。社会インフラとして急速に通信サービスの重要性が増している以上、ベストエフォートサービスだから品質が低下してもよいということになりかねない現状維持の制度運用は、利用者の理解を得ることが難しいのではないかと考える。だからといって、ベストエフォートサービスにおいて品質低下の基準を設けるのも制度運用上困難で、なかなか名案はないが、現状維持よりは、一步踏み出す必要があるのではないかと。

【朝枝主任】

今のご意見に賛同する。難しい中で一步踏み出す必要があるというご指摘は、全くそのとおりだと思った。

【福田構成員（公益社団法人全国消費生活相談員協会）】

報告書の運用上の課題の事例にもあったが、現行制度は事業者ごとに運用方法に差異があり、事故の継続時間が利用者の体感と異なるなどの問題が生じていると思う。ベストエフォートサービスについても、事業者から多くのご意見を伺えたが、結局このままもう少し議論を続けていっても、品質基準を決めることは難しいのではないかと感じている。

その意味では、難しいというところで止まるよりも、できれば合意形成ができる何らかの運用を行い、その上で、軽微な事故を拾い過ぎる等、生じる問題があれば改めて検証していくのが良いと考えている。

【内田構成員】

まずは一步踏み出すことが重要であることや、ユーザの体感と異なる状況を鑑みて何らかの検討が必要であることについては、私も賛同する。一方で、その一步の踏み出し方に関して、どのような考え方が適切なのかについては分からないのが正直なところである。その一步の踏み出し方によって今後の動きがかなり違ってくることは明らかであり、ここは慎重に考えないといけないと思う。

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

現在の事務局案だと、1歩どころか30歩ぐらい進んでいるように感じる。現在も利用者にも多大な影響を及ぼしたものは全て自主報告しており、それが内容によっては重大な事故

と認定されているため、事業者側としては現行制度も既に一步踏み出していると理解している。

<事故の継続時間の考え方について>

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

端末やモデムの仕様によっては、ネットワークが復旧しても端末の操作が必要なケースがあると考えている。こういったケースを考慮いただいて、「設備故障に起因しないものは除く」といった注釈をグラフの下に入れていただくなどの配慮をお願いしたい。資料5 2-1の3ページ左側のグラフでは、不具合対応を行った後、徐々に復旧していくようなイメージで、この場合は確かに継続時間とみなすべきだとは思う。しかしそうでないケースもあり、それ以外の原因による復旧の遅れもあるため、この辺りに注釈を入れていただけるとありがたいと思った。

【朝枝主任】

不具合対応が完了し、キャリア側や事業者側でできる対応はもうないが、末端の機器のリセットをする等の対応がないことにより障害が続いた場合、その続いた時間は、ユーザ側の問題による部分であるため、計数しないようにしていただきたいという意見か。

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

継続時間に含まれるのは、電気通信設備の障害に係る事故によるものがメインかと思っており、ユーザの携帯電話の端末等の操作が必要なケースなども含めた場合は、数ヶ月も復旧しないようになってしまいかねないと思った。

【朝枝主任】

その部分に関しては、事業者側が対処できない部分だと思う。その注釈が書かれているならば、事務局側の考え方でもよいということで理解した。

【内田構成員】

設備の故障とあるが、設備の故障の定義を確認させていただきたい。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

設備の故障は、現行では電気通信事故ガイドラインで補足する形になっている。資料5 2-4の5ページの※印に、故障の定義を記載している。物理的な設備故障だけではなく、事業者の意図しないソフトウェア不具合や人為的な作業ミス等も含むということで定義されている。

【向山構成員（一般社団法人テレコムサービス協会）】

資料5 2-1の3ページの図について、右側は、規定の品質を下回るところが継続時間の始点になっているが、左側では、通常運用から少し品質が下がり始めたところが始点になっている。つまり、右側では事故発生から品質が低下するまでの空白の時間があり、左側では品質低下が発生したらすぐに継続時間が始まることになっているが、どちらが合っているのか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

S L A（サービスレベルアグリーメント）などで規定品質が明確に定まっている場合においては、始点については右側の考え方でも説明可能なのではないかと思うが、S L Aについては今回十分に議論されていないというコメントを受けたため、報告案の内容から落としている。場合分けをして補足するなど、記載方法は考えたい。

【朝枝主任】

事故が発生しても、例えばバックアップ機が作動した場合はどうなるのか等、発生起点を決めるのは難しい話だと思った。ただ、考え方としては、事務局案の考え方をベースに、注釈を入れた形で取りまとめていくということで大きな齟齬はないと思う。

【内田構成員】

事務局案の基本的な考え方は左側の図だと理解しているが、その場合、設備が壊れた、故障したという瞬間から事故が始まっているとすると、先ほど議論していたベストエフォートサービスの品質の低下の考え方とも大きく関係してくることかと思う。

【朝枝主任】

ご指摘のとおり1つ目の論点に関連するが、1つ目の結論が出れば、事故の開始をその時点にするということで、2つ目の議論の考え方自体はこれでよいかと思っている。開始のポイントをどこにするかは、1つ目の議論にリンクした形で決めていくことになると思う。

【内田構成員】

規定品質が決まっていない段階においては左側の考え方が採用されるが、もし規定品質が定めれば、それによって発生や終了の時間がシフトするという理解でよいか。

【朝枝主任】

左側の図は、ベストエフォートサービスとして、重大な事故には該当しないと判断される範囲を逸脱した時点が事故発生ポイントとしているが、右側の図の規定品質はもう少し厳格であり、確実に保証するというSLAのような話になると理解している。左右の事故発生ポイントは違っており、左側の始点については、1つ目の議論に基づくところになるかと思っている。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

SLAは一般向けのサービスとしては多くなく、あまり議論もなされていないのではないかとコメントがあり報告案からは削除したが、明確な基準がある場合においては、そこを下回ったときが始点となるということになると考えている。明確な基準が定まっていない場合は、設備故障が発生したときを起点とせざるを得ないという考えである。

一方で終点については、復旧措置が完了したからといって直ちに規定品質を満たすようになるわけではないため、規定の品質に戻るまでという理解になる。

【内田構成員】

SLAなどで規定品質が決まっていない場合に左側の考え方を採用することで合意するならば、自動的に1つ目の論点が決まるような気がするが、いかがか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

事務局では、ベストエフォートサービスについて定量的な品質基準を定めることはできないことを前提している面はあるかと思う。事業者側から、例えばトラフィック処理量が1

0%以下の低下の場合には、利用者からの苦情が全くなかったなど、実績や定量的な値を示していただけたら、ベストエフォートサービスについても定量的な品質は決めることができる可能性はあると考えている。それが決められるのであれば、右側の考え方に近づいていくことになる。

現在の事務局案では、軽微なものまで事故に該当してしまう可能性はあるという課題は重々認識しており、軽微なものが除外される方法を考えていく必要があるが、それで品質が決められるのかどうかによって変わってくるのはご指摘のとおりである。

【内田構成員】

事務局の案が採用された場合において、継続時間の考え方がどうなるかという条件付の考え方だと理解した。逆に、事業者の考え方に近いものが採用される場合には、それに連動する形で、この論点2つ目の考え方も対応する形で変更になると理解した。

【向山構成員（一般社団法人テレコムサービス協会）】

品質の低下について、3万人の影響利用者数などの概念を入れるかどうかで考え方が大きく変わる。例えば影響利用者数が3万人を超えた時点で事故の継続時間が始まったことになる。論点1つ目の品質低下と密接に関係するという点について、内田構成員の意見に賛同する。

【朝枝主任】

現時点でのご意見をまとめると、左側の事務局案でよいということになるかと思う。ただし、事故継続時間の起点や終点について、論点1つ目の議論をベースに、考え方を調整する必要があり、また、ユーザ側に起因する障害に関してはカウントされないということを注釈として入れるべきということになるかと考えている。

<緊急通報を含む音声伝送サービスに対する考え方について>

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

緊急通報について、事務局案の内容でよいかと思うが、2月から議論を行っていた案を4月上旬に大きく変更するという対応になっているため、今後の対応について検討が必要ではないかと思っている。

【田中構成員（東日本電信電話株式会社）】

前回の会合で、呼損率80%以上という記述を残しながら、呼損率が非常に低くても、かなりの長期間影響が出てしまったケースを加える案文を追加してはどうかという意見を述べたが、1点誤解があるようなので訂正させていただきたい。緊急呼で呼損があつてはいけないというのはそのとおりかと思うが、呼損率80%という記述は、緊急呼が80%呼損することではなく、ふくそう時における、緊急呼を確保しつつ、一般の呼が80%以上呼損する状態ということで理解をしている。

【飯田構成員（独立行政法人国民生活センター）】

今回、呼損率15%以下という数値に関して、一定の根拠のある数字だと理解できた。今後、事業者のほうでご対応いただいて、利用者が理解しやすい形での運用をお願いしたいと思っている。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

まず、議論の過程についてコメントがあったが、会議の場では、最初に3月中旬に事務局から、それまでの議論の結果として、現行の基準と同等なものを使ってはどうかという案を提示させていただいた。その後、会合の場では特に議論はなかったものの、会議の後の意見募集期間中に、過去の議論に基づくものであれば否定はしないが、根拠は確認すべきだというコメントがあり、それを確認した結果、少し考え方を修正したほうがよいのではないかとの考えに至ったものである。

【朝枝主任】

これまでのご意見では、緊急通報に関して呼損率80%というのは適切とは言えないだろうというところは、ほぼ同意をいただいていると思う。15%以下という数字が本当に最適なのかは、これも数字を決めるのは重要である一方、閾値として絶対的な最適値を求めるのは、非常に難しい話ではあるが、この15%以下という数値に関してのご意見は、現時点では特にないと理解しているがいかがか。

【岡田構成員（一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会）】

海外の事例とも比較して、15%という数値が適切なのか、検討いただければと思う。

【朝枝主任】

今回の取りまとめでは、15%という数字を決めないといけない段階なのか。それとも、おおよその程度でよいのか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

現在の案は、事業法上の技術基準である事業用電気通信設備規則で規定されるものを根拠として、通常時、満たすべき基準が満たせなくなった場合を報告の対象としてはどうかという提案である。ほかに明確な根拠がある基準があれば採用できると思うが、それが見当たらない場合は、技術基準と整合の取れた数値を決定事項としておくのがよいのではないかと考えている。

【朝枝主任】

法令では、15%以下というように、数値を明らかにする必要があるか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

曖昧なものになると、運用に支障が生じうると考えている。

【朝枝主任】

現行での法令を基に、15%以下という形で決めることが事務局案ということで理解した。海外がどういうものなのか等も、参考として調べていただけるとよいと思うが、制度運営のために何らかの数値を書く必要があるということで、事務局案をベースに取りまとめていくということでよいと思う。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

海外の調査の関係では、報告書本体のほうにも、今後の検討課題として記載させていただいているが、海外と整合を取れば良いということではなく、海外の制度のほうにより利用者保護に沿った形になっていると確認ができた場合は、取り入れていくべきかと考えている。その上で、不整合があって、実際に問題が生じているのであれば、その問題を熟知していた

だいている電気通信事業者からご提案いただきたい。

＜重大な事故報告制度上のベストエフォートサービスに対する品質の低下の考え方について②＞

【朝枝主任】

ベストエフォートにおける品質の低下についての考え方の議論に戻るが、数値目標を決めるのか、決めない場合は事故と判断するかしないかの曖昧さをどのように排除するかが議論かと思う。事務局側の考えでは、影響利用者数から事故に該当するかを判断するという一方で、事業者側の考えでは、品質の低下の基準となる数値を割合で決めるのがいいのではないかということかと思う。また、最適解を求めるのは難しいのではないか等、様々な意見をいただいたが、他に意見はあるか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

進め方についてご提案させていただきたい。

基本的な方向性として、利用者に対して説明可能な制度を目指すことと、利用者により大きな影響を及ぼした事故については重大な事故として確実に位置づけられるものであることを目指すことについては、賛同が得られたものとして受け止めている。一方で、現在の事務局案で運用上の課題がかなりあるところも重々承知している。現在の案では、利用者にはほとんど影響がなかった軽微な事故も重大な事故として位置づけられてしまう可能性があるという懸念も理解しているが、いつまでも議論しているわけにもいかないため、そのような課題を申し送り事項として報告に記載するのがよいと考えている。報告書の取りまとめまでにも時間はあり、その後も、制度改正時までには一定の期間を要するため、先ほど申し上げた2点を満たす範囲内であれば、修正や変更を受け付け、電気通信事業者側からのご提案をお待ちするような形にしてはいかがか。

例えば、品質基準を何か決めるのであれば、例えば、過去10年の運用でトラヒック処理量が10%以下の減少の際には利用者からの苦情や申告は一件もなかったというようなエビデンスを示していく方法も考えられる。または、品質の揺らぎが、標準偏差の3倍の範囲内であれば、同様に過去10年の間、利用者からの申告は一件もなかった等、懸念される明らかに軽微な事故に該当するユースケースが明確に示せるのであれば、そういったケースを整理していただければ、重大な事故には該当しないものとして電気通信事故ガイドライ

ン上に記載することも可能である。懸念事項を除外できるような措置を図っていくことが
適当ということで、申し送り事項としてまとめ、報告書の取りまとめまでの間、あるいは制
度の改正までの間に提案をお待ちするような形にしてはどうか。

【秋山構成員（西日本電信電話株式会社）】

我々は、インターネット接続では、約1,000万のお客様に契約いただいているが、仮
に設備の1%が故障したときに、1%の影響が生じたとなると、1,000万×1%で10
万加入のお客様に影響があったことになり、重大な事故となるという認識で合っているか。
その場合は、やはり事業者側に対しては1%の品質低下も起こさないような設備作りを求
めるということをどこかに記載いただけるのか、確認したい。

また、四半期報告等もある中で、重大な事故に該当するのか一般の事故となるのかという
ところが、ポイントのひとつだと思う。10年にわたって一件も申告がないということが、
重大な事故の基準として妥当かどうかや、3万以上の利用者に影響を与えたという要件を
申告率等でみることについては、議論が必要なのではないかと思った。

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

事業者側も今回の検討事項について、相当議論をしてきた。申し送りをするという形で考
慮いただくのはありがたいが、現行の記載ではやはり過剰な対応ではないかというのは、も
う一度申し上げさせていただきたい。

【向山構成員（一般社団法人テレコムサービス協会）】

ここまで、重大な事故に相当する人数になったときに品質低下だという話だったが、現行
では、四半期報告は影響が出た人数が3万人か影響が出た時間が2時間のいずれかを満た
した場合となっている。基準の人数を超えたものが品質の低下だという判断をすると、四半
期報告で時間を考慮している意味をどう捉えればいいのかというのが分からない。今回の
検討の対象は重大な事故であるが、四半期報告も念頭に入れて、品質の低下の概念を決める
べきではないかと思う。

【内田構成員】

現時点では要求条件のみを報告に記載し、具体的な実装については申し送り事項とする

という取りまとめの方針について賛同する。その上で、要求条件としては、利用者への説明可能性、それから、影響が多大なものについては確実に位置づけたいというこの2つになると思うが、影響が多大なものがいかなるものかという認識を合わせる必要があると思っている。ここがそろわないと、定義不可能になるおそれがある。

そのために、例えば影響が大きかったもの、または大きくなかったものの具体的な事故事例について、事業者や国民生活センターの方など、様々な立場の方から情報提供をいただくと検討の参考になるかと思った。

【宮田構成員】

音声通話であれば、呼損率などの分かりやすい指標があり、継続時間も分かりやすいと思うが、ベストエフォートになると、使っているアプリケーションが非常にたくさんあるため、全員が納得できる値を定めるのは難しく、すぐには答えが出ないと思う。内田構成員のご指摘のとおり、ある程度具体例を示しながら議論して、方向性を少しずつ見いだして議論を進めていければ良いと思っている。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

1%の影響であっても、1,000万人加入だと10万人で重大な事故に該当するのではないかというコメントについて、品質の揺らぎが一定以上の場合は除外するなどの措置を取っていききたいと思うが、この辺りが明確になっていないため、確実に軽微だろうというのが除外できるような措置をご提案いただければ反映したいと考えている。

また、四半期報告に関するコメントについて、今回のテーマでは四半期報告は議論の対象としていないためスコープ外になるが、一般的に重大な事故報告制度上の品質の低下の基準を厳格にした場合、それを直ちに四半期報告制度にも反映することは適当ではないと考えており、例えば四半期報告では、品質の低下については報告の対象外にするなど、必要な措置は併せて講じられるべきではないかと考えている。

(2) その他

- ・事務局（梶原補佐）より、今後の予定等について説明があった。

以上